明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一六）　一
〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働七〇）　四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同七一）　六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同七二）　七
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同七三）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第十六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄